

Child Health チャイルドヘルス

2020
1
Vol.23 No.1

子どもの保健と育児を支援する雑誌

特集 これからの多胎育児支援

My オピニオン

笑顔とひとことの勇氣

連載

子どもに忍び寄る危険 犯罪の予防・気づき・対応

第3回 子どもへの虐待～保護者による犯罪②～

忘れちゃいけない やらなきゃいけない 子どもを守るワクチン接種

第4回 ムンプスワクチン接種普及に必要なこと

アレルギーっ子と旅をする

第5回 アレルギーっ子と海外を旅する～アメリカ編～

からだ・こころ・ことば 乳幼児のことばの育ち

第8回 ことばを育てるために② からだ遊びの実際

ようこそ絵本図書館へ

第13回 昔話は残酷ですか？



診断と治療社

オピニオン
My opinion

笑顔とひとことの勇気

すずき ひでひろ
鈴木秀洋

日本大学危機管理学部

たび重なる児童虐待死事件に対して、保護者を非難する声や厳罰化を求める声がある。特殊な親であるとして自分とは線引きして語る人は多い。

しかし、日々子育てしていて、不安な気持ちや頑張れない「時」は、だれにでもあるはずである。たとえば、母乳・ミルクの飲み具合、夜泣きや発語の遅れの心配、かぜや頻繁な病気など、不安や心配は尽きない。子どもの体調や精神状態だけでなく、保護者自身の体調や精神状態（介護や仕事でのトラブル等もあろう）も、常に万全とはいかない。

もし、自分はずらなくても頑張って乗り越えてきたという人がいるとしたら、どこかで「だれか」「何か」に頼れるものがあつたことを忘れていただけであろう。

「しつけは親の義務」「簡単に他人に頼るべきではない」「自己犠牲は親なら当然」「早期教育プログラムのススメ」、こんなプレッシャーがあらゆる方向から襲ってくる。そんななかで、だれもが心身の不調をきたすことは容易に想像できるし、皆が体験してきたことではないのか。

だから、子育てには、自助ではなく、公助と共助が必要なのである。

公助といえば、実は、最寄りの自治体には無料で相談したり、利用できるサービスは結構ある。私は、都内の子ども家庭支援センターで子育てひろばの運営も担っていた

が、「すっぴんで 来てもいいんだ びよびよひろば」、こんな川柳をあるお母さんからいただいた。敷居を下げてくれるつもりでも、なかなか行政のサービスを利用するハードルは高く、勇気がいることを教えてもらった。行政には、子育てに関して利用できるサービスの積極的周知と利用のためのハードルを下げることを求めたい（国は、2022年度末までに全市区町村に、身近な専門的相談機関としての子ども家庭総合支援拠点の設置を求めている）。

共助については、多様で多層なセーフティネットによる共助の再構築が必要となろう。隣りで今困っている人を見かけたら、それは過去の自分であり、または明日の自分かもしれない。相互代替的存在として隣りの人に手を差し伸べられないだろうか。「困った・つらい」という「現実」は、個々人さまざまであり、客観的に優劣がつけられるものではない。私たちが「現実」を語る時、それは、それぞれが見立てた「現実」であり、その人が日々感じている主観が「現実」なのである（DVやストーカー被害者の心理を想像すればわかりやすいであろう）。

だから、私は、「人と比べることなく、しんどいと声をあげてね」と伝えている。「疲れ果てる前に、自分を休ませるために頼ってよいのだよ」。そんな言葉を、隣人として伝え続けたい。子どもや保護者が気兼ねなく、気楽に周囲にヘルプを出せるよう、そして周囲は自分のできる範囲で、できる人が多様なかたちでかかわっていく、こんな地域社会を創っていきたい。

ちょっとしたヘルプをお互いに出しあえるような環境をみんなで作っていきませんか。そして勇気をもっておせっかいをしあいませんか。スマホに落とす視線を、隣りの子どもを抱っこをしている保護者に向けて、笑顔とひとことを添えてみませんか。あなたの笑顔とひとことが、目の前の保護者のつらさ、悲しさ、怒りをやわらげる。それは目の前の子どもの笑顔につながるし、その笑顔とひとことの連鎖・広がり、確実に地域を変えていく。

著者プロフィール 日本大学危機管理学部准教授。前文京区子ども家庭支援センター所長、男女協働課長等歴任。法務博士（専門職）、保育士、コモンセンスペアレンティング（CSP）トレーナー資格、水泳指導員資格。日本子ども虐待防止学会所属。川崎市子どもの権利委員会委員ほか江東区、世田谷区、目黒区、新宿区、葛飾区、鎌倉市等自治体審議会委員等を務めるとともに、厚生労働省子ども家庭総合支援拠点設置アドバイザーとして全国の都道府県や市区町村に赴く。厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業の研究代表（2017～2019年度）。野田市、札幌市の児童虐待死事件事実検証・再発防止委員も務める。著書に「子を、親を、児童虐待から救う」（公職研、2019）、「自治体職員のための行政救済実務ハンドブック」（第一法規、2017）等。

編集後記

街でふたごやみつごの乳幼児を見かけると「かわいいわねえ」と思わずのんきに声をかけなくなるものです。しかしその背景には複数の子どもの世話を同時に行うという、身体的かつ精神的な苦しさ、さらには経済的な負担があることも想像できます。

本特集では専門職および多胎育児の経験者である筆者の方々に、実際に取り組んでこられた支援の内容をご解説いただいています。学童期にも気がかりなことはあるようですが、まずは3歳を乗り越えるまでの支援が大切なようです。多胎育児への支援は子育て中のどんな家庭にも起こりうる問題が凝縮されており、社会で解決する問題として家族のSOSを逃さず拾い、支援の手がスムーズに届くシステムの必要性を感じました。

(堀川美和子)

■編集委員 (五十音順)

佐山圭子 堀川美和子 堀向健太 湯汲英史

■編集顧問 (五十音順)

秋山千枝子 石崎朝世 植松紀子 内海裕美 太田文夫 加藤則子
川上一恵 北川道弘 榎原洋一 佐藤紀子 渋谷紀子 鈴木葉子
砂川富正 瀧本秀美 田原卓浩 多屋馨子 成相昭吉 成田雅美
萩原温久 原田正平 広瀬宏之 前川喜平 松浦信夫 村田光範
横内裕佳子

■協力者 (五十音順)

石崎優子 磯谷文明 太田百合子 佐々木 洋 鈴木みゆき
たけながかずこ 田中総一郎 田中康雄 堤 ちはる 中板育美
中川信子 服部益治 馬場直子 帆足英一 堀口寿広 益子まり
三浦義孝 峯 真人 三宅 健 安井良則 山中龍宏 山本一哉

チャイルドヘルスの創刊趣旨

少子の時代となり、子どもを健全に育成することは、ますます重要となりました。そのためには医療の充実も必要ですが、基本となる育児、保健が強化されなければなりません。本誌はこの意図に沿って、人生の基礎となる乳児、幼児、小学生を対象として、育児、保健を科学的、実践的に扱うことを目標としています。

次号予告

*場合によってタイトル・内容に変更が生じることがあります。ご了承ください。

特集 医療的ケア児を地域で支えよう!

(企画: 堀川美和子)

- 1) 医療的ケアを必要とする子どもたち.....田村正徳
- 2) 医療的ケアの制度とは.....北住映二
- 3) <医療的ケアの実際①> 呼吸.....近藤陽一
- 4) <医療的ケアの実際②> 栄養.....前川貴伸
- 5) <医療的ケアの実際③> 排泄.....永田富美子
- 6) 医療的ケア児を地域で支える
～ケの日も、ハレの日も～.....高橋昭彦
- 7) 毎日を生きる.....三浦千歳
- 8) 新しいあたりまえをすべての親子に!
～保護者の就労を支える医療的ケア児の
保育実践～.....森下倫朗, 中村とさわ
- 9) 学校でも支援する.....山本裕子

Column 永田町子ども未来会議がめざすもの.....荒井 聡

チャイルドヘルス

Vol.23 No.1
2020年1月号

定価(本体 1,600円+税) 送料 103円 2020年1月1日発行

■編集兼発行者 藤実彰一

■編集担当 島田つかさ 坂上昭子 土橋幸代

■発行所 (株) 診断と治療社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル4階

TEL 03-3580-2770 (営業), 03-3580-2750 (編集)

FAX 03-3580-2776

http://www.shindan.co.jp/

eigyobu@shindan.co.jp (営業), hen@shindan.co.jp (編集)

※正誤表・更新情報につきましては、当社HPをご覧ください。

■印刷所 三報社印刷株式会社

© 2020 Printed in Japan

■予約購読のお申し込み

2020年年間前金予約割引購読料 20,490円(税込)

予約購読は最寄りの医学書取扱書店または弊社ホームページでお申し込みください。

毎月の送料は弊社で負担いたします。

・本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権(送信可能化権を含む)、貸与権、二次的著作物の利用に関する原作者の権利は株式会社診断と治療社が保有します。

・**JCOPY** <®(財)出版者著作権管理機構委託出版物>

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、その都度事前に®(財)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

本誌を無断で複製(複写・スキャン・デジタルデータ化を含みます)する行為は、著作権法上での限られた例外(「私的使用のための複製」など)を除き禁じられています。大学・病院・企業などにおいて内部的に業務上使用する目的で上記行為を行うことも、私的使用には該当せず違法です。また、私的使用のためであっても、代行業者等の第三者に依頼して上記行為を行うことは違法です。

・「チャイルドヘルス」は、株式会社診断と治療社の登録商標です。